

感染症対策指針

社会福祉法人 京都眞生福祉会
京都指月あさがおの郷 1号館・2号館

I.施設における感染症対策に関する基本的指針

老人福祉施設においては、加齢によって感染症に対する抵抗力が低下している方、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい方などが集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。施設内に感染源を持ち込まないよう予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

II.注意すべき主な感染症

1. 集団感染を起こす可能性のある感染症
インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、疥癬、結核等
2. 抵抗力の低下した方に感染する感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、緑膿菌等
3. 血液・体液を介して感染する感染症
肝炎ウイルス(HBV・HCV等)、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)等
4. 食中毒
腸管出血性大腸菌(O-157・26・111等)、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌等

III.基本的指針を達成するための取り組み

1. 感染症対策委員会(以下「委員会」という)を設置し、その他会議や申し送り等にて感染症対策について周知し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
2. 国内や県内、地域の感染症状況を把握し、職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症予防・対策マニュアル(以下「マニュアル」という)に則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないように努める。
3. 職員に体調不良が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は退勤し、必要に応じて受診する。その後、診断結果に応じて出勤停止措置等を指示する。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、マニュアルに則った対応を行い、感染がまん延しないように努める。
4. 感染症発生やまん延の状況について委員会で検討し、対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

IV.感染症対策委員会の設置

感染症の発生を予防するとともに、発生時には迅速に対応できるよう、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むために委員会を設置する。

1. 活動内容
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策の検討・立案
 - (2) 感染症対策に関する職員への啓蒙

- (3) 指針・マニュアルの整備と更新
- (4) 感染症に関する研修・訓練の実施
- (5) 感染症発生時の対応と分析・対策検討

2. 委員の構成

- (1) 委員会の委員は、運営会議において各ユニット、医務課、栄養課、事務部から選出され、施設長が任命する。職種別の役割は次の通りとする。
 - 施設長 … 施設全体の管理責任者
 - 介護士 … 日常的なケアの現場の管理
 - 看護師 … 医療・看護面の管理
 - 栄養士 … 食事・食品衛生面の管理
- (2) 委員の任期は 2 年とし、補欠委員は残任期間とする。
- (3) 委員会は委員長、副委員長をそれぞれ 1 名ずつ選任する。
- (4) 上記 3 のいずれかの役職については、医務室の看護師及び栄養課の栄養士が担うこととする。
- (5) 感染対策担当者は、感染症対策委員長とする。

3. 委員会の開催

- (1) 月 1 回定期的に開催する。
- (2) 委員長が必要と認める場合は臨時委員会を開催する。

V. 感染症予防・対策マニュアルおよび事業継続計画の整備

1. 感染症予防・対策マニュアル

感染症発生及びまん延を予防するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、委員会にて定期的に見直しを行う。

2. 事業継続計画

既知及び未知の感染症が国内で流行した、または施設内にまん延が起こった際に、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、委員会にて定期的に見直しを行う。

VI. 感染症予防に関する基本方針

1. 職員の標準予防策の徹底

- (1) 出勤前の検温、出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒・検温
- (2) 勤務中のマスク着用
- (3) 1 ケア毎および定期的な手洗い・手指消毒
- (4) 体調不良時の早期報告・病院受診
- (5) ワクチン接種

2. 利用者への協力呼びかけ

- (1) 飲食前の手洗い・うがい・手指消毒
- (2) 日々の検温・バイタル測定の実施
- (3) 体調不良時の居室対応・早期受診

(4) ワクチン接種

3. ご家族・来所者への呼びかけ

(1) 入館時の手指消毒・マスク着用

(2) 体調不良時の入館制限

VII. 感染症発生時の対応に関する基本方針

1. 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- ① 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者との症状の有無について看護師・栄養士及び施設長へ報告する。
- ② 看護師及び栄養士は、感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、当該ユニットまたはフロアを閉鎖し、利用者の個室対応等による交差頻度の低減を図り、感染経路の特定を行う。
- ③ 施設長は、感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況について報告を受けた場合は、施設内の職員に指示を行い、必要に応じて保健所等、行政機関へ報告する。

2. 感染拡大の防止

感染症もしくは食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

(1) 介護士

- ① 手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ② 看護師や栄養士の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ③ 看護師や栄養士の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行う。
- ④ 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染症対策を実施する。

(2) 看護師及び栄養士

- ① 感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員へ適切な指示を出し、速やかに対応する。
- ② 感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。
- ③ 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する

3. 協力病院や行政機関との連携

施設長を中心に、必要な関係機関との連携を図る。

(1) 協力病院との連携

- ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
- ② 診療の協力を依頼する。
- ③ 協力病院からの指示内容を施設内で共有する。

(2) 行政機関との連携

- ① 疾病の種類、発生状況により報告を検討する。

- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ③ 行政機関からの指導内容を全職員に共有する。

4. 関係者への連絡

施設長及び事務部を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・法人内での情報共有体制を構築、整備する。
- ② 利用者家族との情報共有体制を構築、整備する。
- ③ 出入り業者との情報共有体制を構築、整備する。

VIII.職員研修に関する基本方針

感染症対策の基礎知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「座学」及び「訓練(シミュレーション)」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

1. 新規採用時

新規採用時に感染症対策の基礎に関する教育を行う。

2. 座学

感染症対策に関する定期的な研修を行う。

3. 訓練(シミュレーション研修)

施設内で感染症が発生した場合に備えた訓練を行う。

IX.当該指針の閲覧に関する基本方針

この「感染症対策指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

2023年8月1日 施行

2024年4月1日 改定